

措置状況報告書

監査の名称：平成 29 年度 定期監査

部 局 名：財務部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[管財課]</p> <p>(1) 公有財産の管理事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産貸付台帳が整備されていないもの <p>大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、行政財産の使用許可についての貸付台帳が作成されていなかった。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[市民税課]</p> <p>(1) 市民税の減免事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税の減免手続に不備があるもの <p>大分市特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施等に関する規則の規定では、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）及び配偶者支援金を生活保護法による保護とみなして、他の規則の規定を適用することとされている。</p> <p>しかしながら、生活保護法の規定による保護を受ける者の市民税の減免については大分市税条例に規定されており、上記規則の規定は適用できないにもかかわらず、当該規定を根拠とし支援給付を受けている者を減免していた。</p> <p>今後、市民税の減免に当たっては、条例等に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>行政財産の使用許可のうち、許可期間が長期のものについて貸付台帳を整備しました。</p> <p>ご指摘のとおり、大分市税条例第 44 条第 1 項第 6 号に規定のある「その他特別の事情がある者」として、市長決裁により処理し直しました。</p> <p>今後は条例に従い、適正な事務処理に努めます。</p>	